

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、次のとおり犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名を変更する旨の届出があった。

令和元年5月31日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

- 1 犯罪被害者等早期援助団体の名称
特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター
- 2 犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名
 - (1) 変更前 大石 剛
 - (2) 変更後 白井 孝一
- 3 変更年月日
令和元年5月30日